**医療費の助成制度について（小・中・高校生）**

１　内容

　　　病院等を受診した際に支払った「医療費」の一部を助成する制度です。

２　助成期間

　　　小学校入学から高校卒業（満1８歳になった日以後の最初の3月31日）まで

　　　※市外に転出された場合は、転出された日で助成期間終了となります。

３　助成対象となる医療費

　　　医療機関などに支払った自己負担分のうち、健康保険の適用となる医療費が対象となります。

　　　※自費分（健康保険の適用外）は助成対象外です。

　　　　【例】予防接種、健康診断料、検診、薬の容器代、診断書などの文書料

　　　また、**学校管理下での負傷など、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる医療費は助成対象となりません**ので、ご注意ください。

４　助成金額

　　　病院1ヶ所につき、1ヶ月分の医療費から、次の自己負担額を差し引いた金額を助成します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 診察・入院日数 | 1日 | 2日以上 |
| 自己負担額 | 800円 | 1,600円 |

　　　※**院外処方の薬代については、保険診療分でかかった全額を助成します。**

**（自己負担額は、ありません）**

　　　高額療養費や家族療養附加金などの給付金があるときは、その金額を除いた分が対象となります。

５　助成申請手続きに必要なもの

　　　① 印鑑

　　　② 支給申請書 （資格認定後、「受給者証（ピンク色）」と一緒に交付されます）

　　　③ 医療費の領収書 （コピーでも可）

医療機関等で自己負担分をいったん支払い、受診した月の翌月以降に、1ヶ月分をまとめて市へ支給申請を行ってください。後日、指定口座へ助成金額を振込みます。

なお、「②申請書」に医療機関等から自己負担分の証明を受けた場合は、「③領収書」の添付は必要ありません。

　　　※乳幼児（小学校就学前までのお子さま）は、今までどおり、医療機関等の窓口で「受給者証（黄色）」を提示すると自己負担額までの支払いで受診できます。

―　この件に関するお問い合わせ　―

島原市　福祉保健部　こども課

こども家庭班（福祉医療費担当）

℡：０９５７－６３－１１１１（内線２７８）